

## びんごもの創り推進会議 会則(案)

### (目的)

第1条 岡山県井原市、広島県福山市及び府中市の域内(以下、この会則において「備後地域」という。)において、自治体、金融機関、ベンチャーキャピタル、備後地域に拠点を置く地元企業(以下、「地元企業」という。)等の集まりを結成し、それぞれが持つ情報、資金、資産、技術及びネットワーク等と先進的な技術やアイデアをもつベンチャー企業の連携を促進することで、備後地域へのベンチャー企業の誘致、新たなものづくりビジネスの創出、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会議は、びんごもの創り推進会議(以下「本会議」という。)と称する。

### (事務局)

第3条 本会議の事務局は、岡山県井原市建設経済部商工課におく。

2 本会議の運営を円滑に行うため、広島県福山市経済環境局経済部経済総務課内及び広島県府中市経済観光部商工観光課内に連携事務局をおく。

### (事業)

第4条 本会議は、各項に定める機関が主担当とし、相互協力のもと次の事業を行うものとする。

#### 1 地元企業

- ① ベンチャー企業に対する生産支援、技術支援、資金支援及び販路・マーケット支援
- ② ベンチャー企業との生産、製造技術の連携
- ③ ベンチャー企業に対する自社が持つ企業間ネットワークの紹介
- ④ 地元企業と連携した新事業への取り組みの促進

#### 2 自治体

- ① 地元企業の情報を収集し、発信できるホームページ等のプラットフォームの運用管理、情報の更新及び利用促進
- ② 地元企業間の交流、地元企業とベンチャー企業のマッチングを促進できる場の提供
- ③ 補助金や融資制度などによる連携の後押し
- ④ インキュベーション施設や事業用地等の紹介や提供

#### 3 金融機関

- ① 地元企業に対する本会議の目的の周知及び本会への参画の勧誘
- ② ベンチャー企業と地元企業の間立ったマッチングの促進
- ③ ブランディング、マーケティング支援などのサポートによるベンチャー企業の研究・技術シーズの事業化促進支援
- ④ 融資、人材育成プログラムなどによる連携の後押し

#### 4 ベンチャーキャピタル

- ① ベンチャー企業の発掘、本会議への紹介及び情報提供
- ② ベンチャー企業への投資及び証券取引所への株式上場の指導・サポート

## 5 共通

- (1) その他、本会議の目的の達成に必要な事業  
(構成員)

第5条 本会議の構成員は、正会員、賛助会員とし、別に定める入会申込書を提出し、会長の承認により入会また、本会の構成員として適当でないと認められる場合は、会長において除名することができる。

### (1)正会員

地元企業、井原市、福山市、府中市、(株)三菱 UFJ 銀行、(株)中国銀行、(株)広島銀行、ジャフコ(株)、三菱 UFJ キャピタル(株)、(株)ちゅうぎんキャピタルパートナーズ、(株)ひろしまベンチャーキャピタル

### (2)賛助会員

本会議の目的の達成に賛同する備後地域内選出の国会議員、中国経済産業局、岡山県、広島県、備後地域内の商工会議所及び商工会、大学等の教育研究機関、その他本会議の目的に賛同する者とする。

但し、総会での議決権は有しないものとする。

### (機関・議決)

第6条 この会で議決を行う機関として、総会をおく。

- 2 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席(委任状を提出したうえでの欠席の場合を含む。)をもって成立し、多数決をもって議事を決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 総会は会長が招集し、議長となり、毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1)年度事業計画及び予算  
(2)年度事業報告及び決算の承認  
(3)役員を選任  
(4)その他、本会の運営に関する重要事項  
(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

- 会長(1名) 会長は本会を統括し代表する。  
副会長(2名) 副会長は会長を補佐する。  
理事(若干名) 総会、役員会の決定に基づき、事業執行や管理業務、その他会務を行う。  
監事(2名) 監事は役員職務執行を監査する。

2 役員は正会員の互選により総会で選任する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 監事は総会に出席し発言することができる。

### (役員会等)

第8条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事により構成し、この会の事業を執行する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員 1/3 以上の請求があったときに開催する。
- 3 役員会は役員 1/2 以上の出席(委任状を提出したうえでの欠席の場合を含む。)をもって成立し、多数決をもって議事を決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、緊急を要する場合またはやむを得ない事情がある場合、その他必要があると認めるときは、

役員会を招集せず、書面又は電磁的方法により賛否を求め、役員の過半数の同意をもって役員会の決議に代えることができる。

5 この会の事業を執行するため、役員会の決定により専門部会を設けることができる。

(会費等)

第9条 本会議の事業運営に充てるため、正会員(自治体を除く。)は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会計及び事業年度)

第10条 本会議の運営に要する費用は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(会則の改訂)

第11条 会則の改正は総会において正会員の1/2以上の賛成をもって決する。

(細則)

第12条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和●年●月●日から施行する。